馬術競技会における新型コロナウイルス「COVID-19」感染拡大予防ガイドライン

2020.06.25 第 1 版 2020.06.29 第 2 版 2020.07.10 第 3 版 公益社団法人日本馬術連盟

監修: 公益社団法人日本医師会

常任理事 釜 萢 敏

本連盟では、新型コロナウイルス感染症拡大防止のために 2020 年 2 月 26 日以降馬術関連行事への対応についてホームページにてお知らせしておりますが、政府から示された「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」(以下、「基本的対処方針」という)および新型コロナウイルス感染症対策専門家会議(以下、「専門家会議」という)の提言、公益財団法人日本スポーツ協会の「スポーツイベントの再開に向けた感染拡大予防ガイドライン」等に基づき、本連盟における馬術競技会の開催にあたってのガイドラインを作成いたしました。

なお、競技会以外の講習会、研修会ほか各種馬術関連行事についても参考とされますよう お願いします。

【基本的方針】

選手、役員等競技会に関わる者および来場者の生命と健康を最優先に細心の注意を払い、 安全に競技運営がおこなえるようにする。

【馬術競技会開催時の感染防止策】

馬術競技会開催時の感染防止策について、基本的対処方針、専門家会議提言等に基づき、 参加者が安全・安心に参加できるよう、各都道府県知事が発する最新の方針に反しないこと を前提として、馬術競技会を開催することとした主催者が、その運営に当たり留意すべき事 項を取りまとめたものです。

また、主催者は、以下の内容を踏まえつつ、会場や来場者の特性を勘案して、感染防止のため自らが実施すべき事項や参加者が遵守すべき事項をあらかじめ整理することが求められます。また、各事項については、チェックリスト(※)を参考として、SNSを活用して配信するなど適切な場所に掲示するとともに、各事項がきちんと遵守されているか定期的に巡回・確認することにより、主催者だけでなく、参加者を含む関係者全員が感染防止のために取り組むことが必要です。なお、各事項の整理に当たっては、5月4日開催の専門家会議提言の別添において、「新しい生活様式」の実践例が示されているので、そちらも参照してください。また、障がい者や高齢者などの特性にも配慮する必要があります。

(※) チェックリスト(主催者及び参加者向け)のサンプルを添付しております。

(1) 申し込み時点における確認事項

主催者は、参加募集に際し、感染拡大の防止のために参加者が遵守すべき事項を明確にし

て、協力を求めることが必要です。また、これを遵守できない参加者には、他の参加者の安全を確保する等の観点から、競技会への参加を取り消したり、途中退場を求めたりすることがあり得ることを事前に周知することが必要です。

なお、主催者が参加者に求める感染拡大防止のための措置としては、以下のものが挙げられます。

- ① 以下の事項に該当する場合は、自主的に参加を見合わせること(競技会当日に確認を行う)。
 - ア 体調がよくない場合 (例:発熱・咳・のどの痛みなどの症状がある場合)
 - イ 同居家族や身近な知人に感染が疑われる方がいる場合
 - ウ 過去 14 日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域 等への渡航又は当該在住者との濃厚接触がある場合
- ② マスクを持参すること(参加受付時や着替え時等、騎乗を行っていない際や会話をする際にはマスクを着用すること)。
- ③ こまめな手洗い、アルコール等による手指消毒を実施すること。
- ④ 他の参加者、主催者スタッフ等との距離(2mを目安に最低1m)を確保すること。(障がい者の誘導や介助を行う場合を除く)
- ⑤ 競技会期間中に大きな声で会話、応援等をしないこと。
- ⑥ 感染防止のために主催者が決めたその他の措置の遵守、主催者の指示に従うこと。
- ⑦ 競技会終了後2週間以内に新型コロナウイルス感染症を発症した場合は、主催者に対して速やかに濃厚接触者の有無等について報告すること。
- ⑧ 大会役員、補助員、選手、厩舎に入る者、参加者の帯同者には、氏名、住所、発症した際の感染経路確認への協力に同意する誓約書をとること。

(2) 当日の参加受付時の留意事項

主催者は、当日の大会本部で参加者が密になることへの防止や、安全に開催・実施するため、以下に配慮して事務を行うことが必要です。

- ① 受付窓口には、手指消毒剤を設置すること。
- ② 発熱や軽度であっても咳・咽頭痛などの症状がある人は入場しないように呼び掛けること。(状況によっては、発熱者を体温計などで特定し入場を制限することも考えられる。)
- ③ 人と人が対面する場所は、アクリルボード、ビニールカーテンなどで遮蔽すること。
- ④ 参加者が距離をおいて(2mを目安に最低1m)並べるように目印の設置等を行うこと。
- ⑤ 受付を行うスタッフには、マスクを着用させること。
- ⑥ インターネットやスマートフォンを使った電子的な受付の一層の普及を図り、受付場所 での書面の記入や現金の授受等を避けるようにすること。
- ② 当日の受付のほか、前日の受付を行うなど当日の混雑を極力避けること。

- ⑧ 役員に限らず、来場者はできる限り分散して移動するようにあらかじめ主催者から要請しておくこと。
- ⑨ 競技期間中における集団での飲食を伴う交流、接待を伴う飲食店の利用は自粛してもらうようにあらかじめ周知しておくこと。

(3)参加者への対応

1) 体調の確認

主催者は、当日に、参加者から以下の情報を、主催者が保存できる形で提出を求めることが必要です。

- ① 氏名、年齢、住所、連絡先(電話番号)※個人情報の取扱いに十分注意する。
- ② イベント当日の体温
- ③ イベント前2週間における以下の事項の有無
 - ア 平熱を超える発熱
 - イ 咳 (せき)、のどの痛みなど風邪の症状
 - ウ だるさ (倦怠 (けんたい) 感)、息苦しさ (呼吸困難)
 - エ 嗅覚や味覚の異常
 - オ 体が重く感じる、疲れやすい等
 - カ 新型コロナウイルス感染症陽性とされた者との濃厚接触の有無
 - キ 同居家族や身近な知人に感染が疑われる方がいる場合
 - ク 過去 14 日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域 等への渡航又は当該在住者との濃厚接触がある場合

2)マスク等の準備

主催者は、参加者がマスクを準備しているか確認することが必要です。

なお、騎乗中のマスクの着用は参加者等の判断によるもの(※)とするものの、大会本部への届け出、着替え、表彰式等、騎乗していない間など、会場内ではマスクの着用を求めることが考えられます。

また、マスクを捨てる際には、直接、指定されたごみ用のビニール袋に入れること。

(※) マスク (特に外気を取り込みにくいN95 などのマスク) を着用して運動やスポーツを行った場合、十分な呼吸ができず人体に影響を及ぼす可能性があることや、熱放散が妨げられることで熱中症のリスクが高くなることを周知すること。また、息苦しさを感じた時はすぐにマスクを外すことや休憩を取る等、無理をしないことについても周知すること。

3)競技会参加前後の留意事項

競技会に参加する個人や団体は、競技会前後のミーティングにおいても、3 つの密を避けること、会場ではマスクを着用するなどの感染対策に十分に配慮することが求められます。

(4) 主催者が準備すべき事項

主催者は、新型コロナウイルス感染症拡大防止の対策責任者を指名して、会場内における各施設において、関係者による防止対策が実行されているか確認すること。

- 1)施設における3つの密の回避
- ① 厩舎の中においても、人と人との適切な距離を維持することが求められ、主催者は収容する馬の馬房間隔をあける、参加頭数を減らす、厩舎への立ち入り人数を制限するなど事前に対策を検討し、参加者に協力を求めることが必要です。特に厩舎への立ち入り制限については、事前の登録制とするなど規制だけでなく各団体の理解と能動的な行動により関係者全体での感染防止に努めることが重要となります。
- ② 練習馬場あるいは待機馬場に入る人数を制限するとともに、騎乗者以外の入場者にはマスクを着用してもらい、人と人は適切な距離をとることを徹底すること。
- ③ 大会本部、審判席、放送室、成績集計室など役員が運営のために使用する諸室は、アク リルボード、ビニールカーテンなどでパーテーションが設置されていること。

2) 手洗い場所

主催者は、参加者がイベント開催・実施の間に手洗いをこまめに行えるよう、以下に配慮 して手洗い場所を確保することが必要です。トイレについても感染リスクが比較的高いと 考えられることに留意することが必要です。

- ① 手洗い場には石鹸(ポンプ型が望ましい)を用意すること。
- ② 「手洗いは 30 秒以上」等の掲示をすること。
- ③ 手洗い後に手を拭くためのペーパータオル(使い捨て)を用意することも考えられる。 (参加者にマイタオルの持参を求めてもよい。布タオルや手指を乾燥させる設備につい ては使用しないようにすること。)
- ④ トイレ内の複数の参加者が触れると考えられる場所(ドアノブ、水洗トイレのレバー等) については、こまめに消毒すること。
- ⑤ トイレの蓋を閉めて汚物を流すよう表示すること。
- 3) 更衣室、休憩場所

更衣室、休憩場所は、感染リスクが比較的高いと考えられ、留意することが必要です。 主催者は、騎乗を行うための服装に着替える更衣室や、一時的な休息をするための休憩スペースについて、以下に配慮して準備することが求められます。

- ① 広さにはゆとりを持たせ、他の参加者と密になることを避けること。(障がい者の介助を 行う場合を除く。)
- ② ゆとりを持たせることが難しい場合は、一度に入室する参加者の数を制限する等の措置を講じること。
- ③ 室内又はスペース内で複数の参加者が触れると考えられる場所(ドアノブ、ロッカーの 取手、テーブル、椅子等)については、こまめに消毒すること。

- ④ 換気扇を常に回す、換気用の小窓を開ける等、換気に配慮すること。
- 4) 飲食物の提供時

主催者は、飲食物を役員等に提供する際は、以下に配慮することが求められます。

- ① 飲食物を手にする前に、手洗い、手指消毒を行うよう声を掛けること。
- ② 飲料については、ペットボトル・ビン・缶や使い捨ての紙コップで提供すること。(洗浄せず容器を使いまわすことは避けること。)
- ③ 果物等の食品については、同じ食器等で大皿から取り分ける方式を避け、一人分を小皿に取り分けたものを参加者に提供するなど、工夫を行うこと。
- ④ 飲食物を取り扱うスタッフにはマスク、手袋を着用させること。

5) 観客の管理

一般観覧者同士が密な状態とならないよう、必要に応じ、あらかじめ観客席の数を減らすなどの対応をとることが求められます。また、大声での声援を送らないことや会話を控えること、会話をする場合にはマスクを着用すること等の留意事項を周知すること。

6) 馬術競技会場

競技を室内で実施する場合には、換気の悪い密閉空間とならないよう、十分な換気を行う 必要があります。

具体的には、換気設備を適切に運転することや、定期的に窓を開け外気を取り入れる等の 換気を行うことが考えられます。

(※) スポーツ庁作成の「社会体育施設の再開に向けた感染拡大予防ガイドライン」等を参考に、施設管理者とも相談しつつ取り組んでいただきますようお願いします。(再掲)

7) ゴミの廃棄

鼻水、唾液などが付いたごみは、ビニール袋に入れて密閉して縛り、ゴミを回収する人は、 マスクや手袋を着用することが求められます。また、マスクや手袋を脱いだ後は、必ず石鹸 と流水で手を洗い、手指消毒することが必要です。

(5) 参加者が運動を行う際の留意点

主催者は、参加者に対し、以下の留意点や利用者が遵守すべき内容を周知・徹底することが求められます。

① 十分な距離の確保

騎乗をしている時も含め、感染予防の観点から、周囲の人となるべく距離(※)を空ける こと。(介助者や誘導者の必要な場合を除く。)

強度が高い運動の場合は、呼気が激しくなるため、より一層距離を空ける必要があること。 (※) 感染予防の観点からは、2 mを目安に最低1 mの距離を空けることが適当である。

② その他

ア 騎乗中に限らず、唾や痰をはくことは行わないこと。

- イタオルの共用はしないこと。
- ウ飲食については、周囲の人との距離を適切にとって対面を避け、会話は控えめにすること。
- エ 飲みきれなかった飲み物等を指定場所以外に捨てないこと。

(6) その他の留意事項

主催者は、万が一感染が発生した場合に備え、個人情報の取扱いに十分注意しながら、参加者に提出を求めた情報(上記(3)1))については、保存期間(少なくとも1月以上)を定めて保存しておくことが必要です。

また、競技会終了後に、参加者から新型コロナウイルス感染症を発症したとの報告があった場合や地域の生活圏において感染拡大の可能性が報告された場合の対応方針について、 開催自治体の衛生部局とあらかじめ検討しておくことが必要です。

加えて、現在、導入が検討されているスマートフォンを活用した接触確認アプリは接触率 の低減や感染の拡大防止に寄与することを踏まえ、活用を検討してください。

く参考ホームページ>

・社会体育施設の再開に向けた感染拡大予防ガイドライン(令和2年5月 14 日スポーツ 庁作成・令和2年5月 25 日改訂)

https://www.mext.go.jp/sports/content/20200514-spt_sseisaku01-000007106_1.pdf

・新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針(令和2年3月 28 日(令和2年5月 25 日変更)・新型コロナウイルス感染症対策本部決定)

https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000633501.pdf

・移行期間における都道府県の対応について(令和2年5月25日付け内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長事務連絡)

https://corona.go.jp/news/pdf/ikoukikan_taiou_0525.pdf

・新型コロナウイルスを想定した「新しい生活様式」を公表しました(厚生労働省ホームページ)

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_newlifestyle.html

・スポーツ活動再開時の新型コロナウイルス感染症対策と熱中症予防について (公益財団法 人日本スポーツ協会)

https://www.japan-sports.or.jp/news/tabid92.html?itemid=4164

(以上)